

令和元年5月21日開会

令和元年5月

市議会臨時会議案書

寝屋川市

目 次

番 号	案 件	頁
報告第 3 号	専決処分の報告（寝屋川市税条例の一部改正）	1
報告第 4 号	専決処分の報告（平成 30 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 12 号））	別冊
報告第 5 号	専決処分の報告（平成 30 年度寝屋川市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号））	別冊
報告第 6 号	専決処分の報告（平成 30 年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 3 号））	別冊
議案第 28 号	寝屋川市介護保険条例の一部改正	9
議案第 29 号	令和元年度寝屋川市一般会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 30 号	令和元年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 31 号	有功者の選定（廣 岡 芳 樹）	11
議案第 32 号	有功者の選定（松 本 順 一）	13
議案第 33 号	有功者の選定（池 真 一）	15

専 決 処 分 の 報 告

寝屋川市税条例の一部改正について、別紙のとおり平成 31 年 3 月 29 日専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により報告し、その承認を求める。

令和元年 5 月 21 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

専決第 3 号

寝屋川市税条例の一部改正

寝屋川市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 3 月 29 日専決

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 14 号

寝屋川市税条例の一部を改正する条例

寝屋川市税条例(平成16年寝屋川市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第24条の2第1項中「においては」を「には」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第11条の2の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項(同条第9項)」を「附則第5条の4の2第5項(同条第7項)」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第11条の3中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第12条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第3項において「都道府県知事等」という。)」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第12条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第14条第5項中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改め、同条第6項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第7項中「附則第15条第29項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第29項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第29項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第31項第1号」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第31項第2号」に改め、同

条第12項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第15項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第16項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第17項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第20項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第21項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第22項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第26項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第15条第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

- 6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又

は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第 32 条第 2 項中「第 17 項、第 18 項、第 20 項から第 24 項まで、第 26 項」を「第 18 項、第 19 項、第 21 項から第 25 項まで」に、「第 31 項、第 35 項、第 39 項、第 42 項、第 43 項、第 44 項若しくは第 47 項」を「第 28 項、第 32 項、第 36 項、第 40 項、第 43 項から第 45 項まで若しくは第 48 項から第 50 項まで」に改める。

附則第 37 条の 2 第 1 項中「法附則第 30 条第 1 項」を「平成 18 年 3 月 31 日までに初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第 30 条第 1 項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成 31 年度分」に改め、同条第 2 項から第 4 項までを削り、同条第 5 項中「附則第 30 条第 6 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号」に、「第 2 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3,900 円	1,000 円
	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

附則第 37 条の 2 第 5 項を同条第 2 項とし、同条第 6 項中「附則第 30 条第 7 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「第 3 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3,900 円	2,000 円
	6,900 円	3,500 円

	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第37条の2第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第37条の2第7項を同条第4項とする。

附則第38条第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第24条の2の改正規定並びに附則第11条の3、第12条及び第12条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、平成31年6月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の寝屋川市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第24条の2並びに附則第11条の3及び第12条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第24条の2第1項及び附則第12条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 24 条の 2 第 1 項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第 1 項第 1 号に掲げる寄附金（平成 31 年 6 月 1 日前に支出したものに限る。）
附則第 12 条の 2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金（平成 31 年 6 月 1 日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は寝屋川市税条例の一部を改正する条例（平成 31 年寝屋川市条例第 14 号）附則第 2 条第 4 項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の寝屋川市税条例附則第 12 条第 3 項の規定による同条第 1 項に規定する申告特例通知書の送付

- 4 新条例附則第 12 条第 1 項から第 3 項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号。以下この項において「改正法」という。）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第 1 条の規定による改正前の地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。
（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成 30 年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号）附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日の前

日までの間における新条例附則第32条第2項の規定の適用については、同項中「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは「、第48項若しくは第49項」とする。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

寝屋川市介護保険条例の一部改正

寝屋川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年5月21日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市介護保険条例の一部を改正する条例

寝屋川市介護保険条例（平成 12 年寝屋川市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「から平成 32 年度までの各年度」を削り、同条に次の 3 項を加える。

- 3 第 1 項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 31 年度及び令和 2 年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,940 円とする。
- 4 第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 31 年度及び令和 2 年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、39,120 円とする。
- 5 第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 31 年度及び令和 2 年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、54,020 円とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の寝屋川市介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第 5 条第 3 項から第 5 項までの規定は、平成 31 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 30 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

推 薦 書

住 所 [REDACTED]
氏 名 廣 岡 芳 樹 (ひろおか よしき)
生 年 月 日 [REDACTED]
年 齢 [REDACTED]

功績のあった職歴

市議会議員 12年

職 名	在 職 期 間
寝屋川市議会議員	平成19年5月1日～平成31年4月30日

(参考)

職 名	在 職 期 間
寝屋川市議会副議長	平成30年5月16日～平成31年4月30日

推 薦 書

住 所 [REDACTED]
氏 名 松 本 順 一 (まつもと じゅんいち)
生 年 月 日 [REDACTED]
年 齢 [REDACTED]

功績のあった職歴

市議会議員 16年

職 名	在 職 期 間
寝屋川市議会議員	平成15年5月1日～平成31年4月30日

(参考)

職 名	在 職 期 間
寝屋川市議会議長	平成27年5月18日～平成28年5月18日
寝屋川市議会副議長	平成23年5月18日～平成24年5月9日

有 功 者 の 選 定

次の者を有功者に選定することについて、寝屋川市有功者表彰条例（昭和・59年寝屋川市条例第1号）第2条の規定により議決を求める。

令和元年5月21日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

住 所	[REDACTED]
氏 名	池 真 一 (いけ しんいち)
生年月日	[REDACTED]

理 由

次頁推薦書のとおり功労顕著であったと認められるため

推 薦 書

住 所 [REDACTED]
氏 名 池 真 一 (いけ しんいち)
生 年 月 日 [REDACTED]
年 齢 [REDACTED]

功績のあった職歴

市議会議員 12年

職 名	在 職 期 間
寝屋川市議会議員	平成19年5月1日～平成31年4月30日